

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	農地・担い手 対策室	検索番号	3-1
法令名	愛媛県立農業大学校規則	根拠条項	32-2		
許認可等	研修生に対する受講の許可				
(根拠規定)					
第32条 研修を受講しようとする者は、その募集の都度校長が定める期日までに受講願書(様式第6号)を校長に提出しなければならない。					
2 校長は、受講願書の提出を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、受講の許可をすることができる。					
(許認可等の基準)					
受講許可審査基準					
1 受講希望者が受講資格を有すること。					
2 受講希望者の受講趣旨が適当であること。					
参考：受講資格					
愛媛県内に在住する農業従事者、または、県内で農業に従事しようとする者及び農業の指導者					
(その他)					